

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業実施要綱

(制定) 令和4年9月21日付4環改化第360号
(改正) 令和4年9月29日付4環改化第506号
(改正) 令和5年2月10日付4環改化第808号
(改正) 令和6年4月1日付5環改化第907号
(改正) 令和7年3月18日付6環改化第962号
(改正) 令和8年2月27日付7環改化第946号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が行う省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出を削減するとともに脱炭素化を推進するため、東京都内（以下「都内」という。）でVOCの排出割合の多い工場内塗装、印刷及びドライクリーニングの作業を行う中小企業者等に対し、VOCの排出削減に寄与し、かつ、省エネ等の脱炭素化に貢献する設備（以下「省エネ型VOC排出削減設備」という。）の導入に要する費用の一部を補助する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 VOC 大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物であって、浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令(大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第2条の2)で定める物質を除いたものをいう。
- 2 設備 一連の作業を担うために構成された一又は複数の機器並びにその稼働に必要な電気配線及び配管等をいう。

第4 本事業の内容

1 省エネ型VOC排出削減設備の導入に係る経費の補助

(1) 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次

の要件を全て満たす者であって、(3)の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

ア 都内で、次に掲げるいずれかの作業においてVOCを排出する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合）又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項に規定する障害者就労施設を有する社会福祉法人等（国及び地方公共団体を除く。））であること。

(ア) 工場内塗装（工業塗装及び自動車板金塗装に限る。）

(イ) 印刷

(ウ) ドライクリーニング

イ 補助対象設備を導入したことによるVOC削減効果について都に報告し、かつVOC削減対策設備の普及促進に資するための調査に協力できること。

ウ 補助対象設備の導入に係る経費について、国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けていない者であること。

エ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(ウ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(エ) 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者

(オ) 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(2) 補助対象設備

補助対象設備は、VOC排出削減設備又はVOC削減装置付空調・換気設備であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる補助対象設備の種別に応じ、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める要件を満たすものであること。

(ア) VOC排出削減設備

1 (1) ア (ア) から (ウ) までに掲げるいずれかの作業においてVOCの排出を削減する目的で導入する設備であって、別に定める要件を満たすものであること。

(イ) VOC削減装置付空調・換気設備

既存の空調・換気設備よりも省エネ型であり、VOC削減装置によって作業環境の改善が見込まれるものであって、別に定める要件を満たすものであること。

- イ 未使用品であること。
- ウ リース品でないこと。
- エ 原材料又は消耗品でないこと。

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が、都内で所有し、又は使用する事業所において、補助対象設備を令和4年6月15日以降に導入し、かつ、当該設備を(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの作業の用に供する事業とする。

(4) 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- ア 設計費 補助対象設備の導入等の設計に必要な経費
- イ 設備費 補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費
- ウ 工事費 補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
- エ 処分費 現に事業の用に供している設備から補助対象設備へ更新する場合の当該設備の撤去・処分に必要な経費

(5) 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2とし、上限額は1台ごとに2千万円とする。

2 省エネ型VOC排出削減設備の導入による効果の報告の徴収とその活用

都は、補助金の交付を受けた事業者から、導入した補助対象設備に係るVOC削減効果について報告を受け、VOC削減対策設備の普及促進に活用するものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を公社と連携して効率的かつ効果的に実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4 1 による補助金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

- 3 都は、1による出えん金のほか、公社が第4-1による補助金の交付に係る事務を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費を補助するものとする。ただし、次に掲げる事項を条件とする。
- (1) 公社が、第4-1に基づく補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
 - (2) 公社が、前号に基づいて規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を得ること。
- 4 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求めることができるものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4-1による補助金の交付申請の募集は、令和4年度から令和8年度まで行う。
- 2 第4-1による補助金の交付は、令和4年度から令和9年度まで行う。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年9月21日付4環改化第360号）

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

附 則（令和4年9月29日付4環改化第506号）

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

附 則（令和5年2月10日付4環改化第808号）

- 1 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。
- 2 公社が令和4年度中に実施する本事業（令和5年度以降の本事業の実施に向けて都との間で行う、この要綱第5-3による都からの経費の補助に係る手続を除く。）に係る省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業実施要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日付5環改化第907号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日付6環改化第962号）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月27日付7環改化第946号）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。